

## ケーブルTV Wi-Fi サービス提供規約

射水ケーブルネットワークインターネット加入契約者向けケーブルTV Wi-Fi サービス提供規約

### 第1条 規約の適用

射水ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」という。)は「射水ケーブルネットワーク株式会社インターネット接続サービス契約約款」(以下「約款」という。)に定める付加機能の一つとして、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi2」という。)が定める「公衆無線 LAN サービス契約約款」(以下「サービス契約約款」という。),「ケーブルTV Wi-Fi サービス利用規約」及び「射水ケーブルネットワークインターネット加入契約者向けケーブルTV Wi-Fi サービス提供規約」(以下「本規約」という。)に基づき、ケーブルTV Wi-Fi サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。また、本サービスの提供を受ける者(以下「契約者」という。)と当社及びWi2 との間における契約の成立及び解除、料金の請求、利用停止について適用します。

### 第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条 契約の成立

本サービスの契約(以下「本サービス契約」という。)は、契約者がWi2の本サービス契約の申込み手続きが完了した時点で成立するものとします。

2 当社は、約款第9条(契約申込みの承諾)の3項の規定により、申込みを承諾しないことがあります。

### 第4条 債権の譲渡等

契約者は、約款及びサービス契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権であって当社の約款に定める料金が譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は当社及びWi2 が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

### 第5条 本サービスの提供条件

本サービスは、当社の約款に定める射水ケーブルネットワークインターネット加入契約者に限り提供します。

### 第6条 料金等

本サービスの料金は、約款に定める料金表の規定によるものとします。

## **第7条 契約の解除**

契約者は、当社が定める方法により、本サービスを解除することができるものとします。その場合、契約者は本サービスの解除手続きを行うものとします。

2 契約者が約款第14条(契約者が行う契約の解除)又は第15条(当社が行う契約の解除)により射水ケーブルネットワークインターネットを解除した場合は、本サービスも解除するものとします。

## **第8条 利用停止**

当社は、契約書が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 約款及びサービス契約約款に規定された支払義務を怠った場合
- (2) 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## **第9条 合意管轄**

本規約に関し、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第10条 定めなき事項**

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

## **附則**

本規約は平成24年12月1日より実施します。